

平成31年2月21日

各 位

会 社 名：日本エンタープライズ株式会社
代表者の役職名：代表取締役社長 植田勝典
(コード番号 4829 東証第一部)
問合せ先責任者：常務取締役 田中 勝
T E L：03-5774-5730

訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

当社が、株式会社トラディション日本（以下、「トラディション日本」といいます。）に対して提訴しておりました訴訟につきまして、本日、東京地方裁判所にて判決が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：東京地方裁判所

判決日：平成31年2月21日

2. 訴訟の経緯

当社は、平成27年3月16日にトラディション日本との間で締結した「ソフトウェア開発委託基本契約書」に基づき、ソフトウェア開発業務（以下、「本件業務」といいます。）を提供しておりましたが、平成27年9月以降の本件業務に関して、トラディション日本は当社に対し報酬の大幅な減額を通告し、その後の交渉を一方向的に打ち切り、報酬の一部支払いを拒否したため、平成28年9月1日に報酬支払を請求する訴訟を提起しておりました。

3. 請求金額

119,257,832円及び遅延損害金

4. 判決の概要

東京地方裁判所は、当社の請求を認容し、トラディション日本が当社に対し、90,241,646円及びこれに対する年6分の遅延損害金の支払いを命じる判決を下しました。

5. 今後の見通し

本判決は、当社主張を認め、トラディション日本に対して報酬の負担を命じたものですが、当社としては、今後、判決内容を吟味し、適切に対応してまいります。

なお、本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後、開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上